

## 社会保険労務士稻門会会報

# 都の西北

平成 15 年 5 月 30 日 発行：社会保険労務士稻門会  
発行人：小林 昌尚

第 2 号

### “第 2 回講演と懇親の夕べ”開催さる

～平成 14 年 11 月 30 日～

平成 14 年 11 月 30 日（土）、フィオーレ東京において、会員 38 名が参加し、社会保険労務士稻門会「第 2 回講演と懇親の夕べ」が開催されました。

講演会（第一部）は午後 4 時から神谷俊夫幹事の司会で開会し、司会挨拶の後、全国社会保険労務士会連合会名誉会長中西實先生から「社会保険労務士の歴史について」と題した講演が行われました。

引き続き、林智子幹事の司会で懇親会

（第二部）に移り、小林会長挨拶の後、福島名誉会長の音頭で乾杯を交わし、歓談に入りました。懇親会は、終始和やかな雰囲気で進み、宴もたけなわとなつた頃、校友会来賓の山本浩氏の音頭で「都の西北」を齊唱し、坂井俊一副会長の挨拶の後、稻門同士の結束と稻門会の今後の発展を期して午後 7 時に閉会しました。

夕べのあと、有志約 20 名が近くの中華店「四季」で遅くまで交流を深めました。



※題字は小林昌尚会長の筆によるものです。



# 「知の共創」をめざして

早稲田大学総長 白井 克彦

社会保険労務士稻門会の皆様には、ご健在でそれぞれの分野でご活躍のこととお慶び申し上げます。小林昌尚会長を中心に会員の皆様が一丸となって稻門会の運営に力を尽くされていることに対しまして、心からの敬意と感謝の意を表します。

昨年、野球部が52年ぶりの六大学春秋連覇、米式蹴球部が初の甲子園ボウル出場、そして今年、ラグビー蹴球部が13年ぶり大学日本一など、早稲田スポーツは誠に華々しい活躍を見せてくださいました。他の部や個人競技においても数々の好成績を挙げ、早稲田スポーツ完全復活を世に印象付ける年となりました。また、「21世紀 COE プログラム」で早稲田大学からは5件が採択されました。そのうち2つはアジアをテーマとしたものです。一つは、現代のアジアの諸問題について実践的に取り組む「現代アジア学の創生」。もう一つが、アジアの地域文化を考える「アジア地域文化エンハンシング研究センター」です。「実践的ナノ化学研究拠点」も採択され、この先端分野で三井物産と共同で筑波に研究所を設立します。このように、スポーツ・研究・教育など全般にわたり早稲田大学をより一層充実させるために、これからもベストをつくす所存です。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年の11月5日に前奥島孝康総長よりその職を引継ぎ総長に就任いたしましたが、それまで常任理事として奥島前総長を手伝いながら、早稲田大学が二十一世紀に進むべき姿が徐々に具体的になってきたと実感しています。それをさらに高度に実現する努力を続けたいと考えていますが、具体的なキーワードを示すならば、アジア太平洋地域において存在感のある大学作りを目指すということです。これは多くの卒業生がグローバルな環境で働く現実を考えれば、アジアを中心に多くの国々から留学生を迎える、また送り出すなかで将来のリーダーとなる人材を育成することです。また、豊かなヒューマンネットワークを構築し、アジア太平洋地域における知の共創を実現することです。

教育と研究については、レベルを一層向上させることに尽力します。まず、基本となる学部教育について言えば、第一は、早稲田の志を学生達に浸透させること、人類社会に貢献する生き方を身体に覚え込ませるように早稲田の学生生活全体をつくることです。第二はどのような仕事をするにせよ、世界の人々と互いに競争し、また、協力関係を組立てていくための基本スキルを徹底的に鍛え

ることです。従来、早稲田大学の教育は自由放任主義と言われてきました。これからも早稲田の自由の精神は変わることはありませんが、各自自己責任だけでやりなさいというだけでは今の時代は、足りません。

意識の高い学生にも適切な刺激を与えることで一層すばらしい育ち方をするのが真実です。第三は、やはり個々の学生の自己発見あるいは教養の充実です。学部の垣根を低くしたオープン教育センターの科目群の整備はその基本となるでしょう。さらに、テーマカレッジでは、学生参加型の新しい教育形式を追求しています。第四は、早稲田という卒業生も含めた豊かな人間関係と活力に溢れた雰囲気をつくることです。学生サークル、スポーツ、校友会活動、それらの相乗効果が早稲田人の力の源泉です。

もう一つの大きな流れは、技術や社会環境の急速な変化、国際的状況の変動などの中で、高度で最新の専門的知識を常に獲得していくことが重要になってきたことです。このことは、生涯学習を続ける機会を提供することが大学の大好きな使命となつたことを意味します。様々な専門職大学院が開設されますが、これは卒業生に対しても重要なサービスとして位置づけられるでしょう。インターネットを利用したe-ラーニングなどの新しい教育方法を導入して、一生にわたる知的キャリアを支援していくことになるでしょう。

このような教育面の充実と共に、これからは、研究面の取組も強化していきます。アジアを中心とする国際的な研究・教育の展開は、国境を越えた大学間の競争とともに、コンソーシアムの結成などを通じて様々な協調を生むでしょう。とりわけ科学技術の研究面では、産学官の新しい連携が急速に進みつつあります。本庄プロジェクトもつぎの段階に、研究推進を段階的に強化する予定です。

最後に、二十一世紀の大学を構築していく上で、新しい経営、運営体制を考えいく必要があります。すでに教学組織の一部改革を提案していますが、さらに検討を深めて、教員、職員の役割なども根本的に見直し、大学運営に責任を持つ組織の能力を高め、それに必要となる人材の養成に努めなくては、世界の大学間の競争には生き残れません。創立一二五周年を目指して、早稲田大学の個性を一層明確なものにしてゆきたいと思います。皆様の強力な御支援、御協力をお願いします。

# ご挨拶



早稲田大学校友会 代表幹事 小林 栄一郎

社会保険労務士稻門会の皆様、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は校友会活動に格別のご支援、ご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

お陰様をもちまして、早稲田大学校友会は1885年の創立以来、大学とともに順調な歩みを続けており、今日では生存会員数は48万人を超え、登録されている稻門会も合わせて1116団体と日々追い、月を重ねるごとに増加いたしております。まさに日本一の卒業生の会となりました。昨年11月からは白井総長を迎、更なる発展を期してまいりたいと存じます。

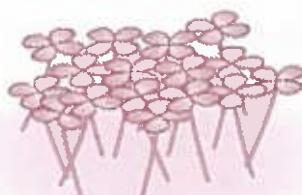
折しも、校友会の制度改革が力強く動き出しました。そのもともと大きなものは2002年入学生より始まった校友会費在学時納入制度であります。本制度は学生諸君を校友会準会員として迎え、生涯メールアドレスをはじめとした各種ITツールを提供することにより、稻門との結びつきを続けてもらうという画期的なものです。校友の皆様もこのシステムをご利用いただけますので、是非「稻門コミュニティ」にご参加ください。

この他にも、これまでの地域、職域

別稻門会等に加え、卒業年次別稻門会の組織化が進行しております。従来のタテの繋がりにヨコの組織を加え、「世界の早稲田」を目指す大学と一体となって校友会の存在を高めてまいりたいと思います。さらに、「校友会給付奨学金」に加え、新たな奨学金制度として、文化・スポーツの分野において顕著な実績をあげた学生がさらに高い目標を目指して活動に励めるよう支援する「安部磯雄記念校友会奨学金」を設立し、2003年度より支給を開始することにいたしました。

今後とも校友会に対しご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝と社会保険労務士稻門会のさらなるご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。





# この道 40 年

社会保険労務士稻門会会長 小林 昌尚

1964 年、東京オリンピックが開催された年に労務管理の世界に足を踏み入れてから、あっという間に 40 年が過ぎました。今振り返り当時を想起して感慨深いものがあります。

信州八ヶ岳山麓の稻作、養蚕を生業とする農家に生まれ、家族の仕事ぶりを見ながら戦中戦後を過ごしてきました。子供心に最も印象に残っているのは、家の軒下で諏訪湖周辺にある製糸工場から雇われてきた乾繭仲買人の方的な商取引を目の当たりにしたこと。そしてその繭は製糸工場で生糸となりそれが長い間に亘り、輸出主要製品として日本経済を支えてきたわけあります。製糸工場で女工さん達は大変長い時間、辛い仕事をさせられているのだという話も巷間耳にしておりました。正に女工哀史は存在していたわけでした。そして稻門の先輩が著した“野麦峠”などにも関心を持ちました。

戦後復興が呼ばれ大学は出たけれど就職難が続いている当時、新聞紙上で労務管理士資格試験が目に留まり、今のまま生涯サラリーマンでよいのかと自問自答している

とき、脱サラを決意してこの労務管理協会に籍をおき、新たな生活が始まったのですがその頃、顧問先ゼロ、収入ゼロ、仕事のノウハウもゼロ、師匠につく時間的余裕もありませんでした。

その後、皆様とご交誼ができ中でも終生の師として精神的に自分を支えていただいているのが、中西實先生、既に他界された柏木高美先生、三浦萬亀男先生であります。

社会保険労務士制度制定で国会陳情等にも参加させていただき、その後、東京会の一役員として団体の一本化、数次の法律改正、そして組織の運営の一端に携わらせていただきました。

天職としてこの仕事を今日も続けることのできるのは、顧みて家族、事務所職員の理解と協力が大きかったと思います。

私の生活信条で仕事をやる上での理念は、先ず相手の立場に立って、相手への思いやり、そして権力にすり寄らない在野精神をモットーしております。

これからも世のため人のために働きたいと思っておりますが、稻門各位のご指導、ご鞭撻を心からお願ひいたします。

## 会員の活動 ~本の紹介①~

二宮 孝 著

『新しい給与体系と実務』(同文館出版刊)

定価：1,700円（税別）

堀口 利 著

『年金 いくらもらえる？

今から始めよう！退職後の安心マネープラン』(祥伝社刊)

定価：1,400円（税別）

## 第2回定期総会の報告

平成14年7月5日(金)午後6時よりリーガロイヤルホテル東京において「第2回定期総会」が開催されました(54名参加)。

第1部では早稲田大学副総長 安江國浩氏による「早稲田大学の近況について」と題する講演が行われました。

第2部定期総会は、笠原正利副幹事長の司会で開会した後、議長を選出し、まず13年度の事業報告および決算報告が行われました。続いて、14年度の事業計画案、予算案および社会保険労務士稻門会会則の一部改正案

が提案され、それぞれの議案が満場一致で可決、その後、役員改選に入り、承認可決しました。

第3部懇親会は、常盤有美幹事の司会で開会し、小林昌尚会長の挨拶、来賓祝辞の後、秋田会の小笠原裕之幹事による乾杯で歓談に入り、交流を深めました。

懇親の後、校友会事務局山本浩氏の音頭で参加者全員による校歌の合唱が行われ、堀口利副会長の閉会の挨拶で幕を閉じました。



## 役員紹介

役名	氏名	卒年	所属
名誉会長	福島誠一	S11	東京会
顧問	小松茂樹	S29	東京会
会長	小林昌尚	S30	東京会
副会長	坂井俊一	S36	東京会
副会長	堀口利	S29	東京会
幹事長	藤原久嗣	S40	東京会
副幹事長	大南弘巳	S51	東京会
副幹事長	笠原正利	S47	埼玉会
副幹事長	村上芳明	S41	東京会
幹事	荒木靖雄	S36	熊本会
幹事	小笠原浩之	S59	秋田会
幹事	神谷俊夫	S48	群馬会
幹事	蒲生秀晴	I15	東京会
幹事	近能明正	S58	栃木会
幹事	重森芳昭	S58	大阪会
幹事	白岩洋一	S60	東京会

役名	氏名	卒年	所属
幹事	鈴木 隆	S47	東京会
幹事(会計)	住吉忠男	S36	東京会
幹事	閑口光英	S59	埼玉会
幹事	田口紘一	S41	東京会
幹事	常盤有美	S42	東京会
幹事	中島浩喜	S52	愛知会
幹事	永山恭一	S48	神奈川会
幹事	林智子	S54	東京会
幹事	藤野 弘	S40	福井会
幹事	古野利明	S35	東京会
幹事	古谷 仁	S60	東京会
幹事	茂木正治	S51	長野会
幹事	若林正清	S55	三重会
幹事	渡邊和洋	S46	東京会
会計監査	砂田和郎	S36	東京会

# 本稻門会メンバー

## ～業績を測りがたい事業体での成果主義～

関東甲信越地域協議会 労務管理地方研修会発表 (2003.2.21 於さいたま市共済会館)  
東京都社会保険労務士会自主研究会「賃金管理研究会」古野 利明

賃金管理研究会では、平成14年度の労務管理地方研修会において、過去2回実施した発表の総決算として「業績を測りがたい事業体での成果主義」とのテーマで、個人業績ばかりではなく全体としても業績という概念から遠い実在の社会福祉法人（「X会」と仮称する）への賃金・人事改革の事例を報告いたしました。

実在の社会福祉法人は、私が理事長を勤めている知的障害者通所授産施設職業実習所で、昭和37年に設立され、昭和44年に社会福祉法人として設立認可を受けたものです。

現在、利用者60名 職員15名という状況から、業績という概念から遠い理由が伺えます。

平成14年に、行政から新たに利用者65名の公営授産施設の民間による経営委託を受け、2年後に完全民営化とするため、現在移管に向けた取り組みを行っています。したがって平成15年4月から職員が16名の増加となっています。

給与制度は、地方公務員のシステムを踏襲し、東京都の職員と同様になっているが、東京都社会福祉協議会では、法人・施設の円滑な運営継続のために「東社協

民間社会福祉施設モデル給与制度」を策定し、法人・施設の支援を行っています。社会福祉法人「X会」では、今までこの制度をほとんどそのまま取り入れた給与制度を探っていましたが、平成15年度以降、法人の施設の支援費等の収入、東京都の補助金収入などの財政状況、給与財源の現状分析から、独自の給与制度を設け弾力的な運用を行うことが必要となり、人事考課システムの導入とあわせ、新賃金制度の導入に踏み切ることとしたものです。非営利組織において成果を重視したマネジメントを行い、それを賃金に結びつけることは非常な困難が伴います。準公務員システムで人事考課のない自動昇給システムを、法人独自の人事考課、賃金制度するために、平成13年10月から人事考課システムの導入に着手し、平成14年4月から実施、平成15年4月から独自の賃金制度を実施するとしたものです。非営利組織である「X会」は、職員それぞれが社会的使命を持ち、自分たちの顧客である利用者の満足、そして自分たちの成果、ゴール、目標を立てそれを実現していく行動計画をスタートさせたところです。

### 会員の活動～本の紹介②～

藤原 久嗣 著

『Q&A人事労務相談室 迷ったときの判断基準84項目』(生産性出版刊)

『Q&A人事労務相談室 賃金・諸手当・退職金』(同) 定価：各1,800円(税別)

『新しい退職金・企業年金制度設計の実務』(新日本法規出版刊) 定価：3,800円(税別)

『新賃金・人事制度改革マニュアル』(日本法令刊) 定価：2,381円(税別)

# 自主研究発表大会で発表！

## ～就業規則とセクシュアル・ハラスメント～

東京会自主研究会発表大会 (2003. 3. 3 於中野サンプラザ)

東京都社会保険労務士会自主研究会「就業規則研究会」 常盤有美

### 1. 女子差別撤廃条約と均等法

1985年に女子差別撤廃条約を批准し、均等法を制定。平成11年4月に、均等法が改正され、①セクハラ防止のための配慮義務の新設、②ポジティブ・アクションの導入がなされました。

### 2. セクシュアル・ハラスメントとは

①対価型セクシュアル・ハラスメント：職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けること ②環境型セクシュアル・ハラスメント：職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、就業環境が不快なものとなつたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど当該労働者が就業する上で見過すことができない程度の支障が生じること。

### 3. 行為者に対する法律上の責任

#### (1) 刑事責任の発生

①強姦（刑法第177条）：2年以上の懲役、  
②強制わいせつ（刑法第176条）：6ヶ月以上7年以下の懲役、③準強制わいせつ・強姦（刑法第178条）、④淫行罪、⑤軽犯罪法違反、⑥公衆の迷惑防止条例違反（性的言動を含む）、  
⑦名誉毀損、⑧わいせつ物・陳列（刑法第175条）、⑨ストーカー規制法上の「つきまとい行為」（ストーカー規制法第2条違反）

#### (2) 民事上の責任

①多くの裁判例は、被害者の「人格権」を侵害する不法行為（民法第709条）を認めています。侵害すれば、加害者は不法行為責任を問われ、損害賠償責任が生じます。

②企業及び監督者は、使用者・監督者の使用責任（民法第715条）、使用者（企業の職場環境配慮義務違反による債務不履行責任（民法第415条）により、また加害者が会社代表者自身の場合は、役員による法人責任（商法第261条第3項、商法第78条第2項、民法第44条第1項）等により損害賠償責任を負う

こととなります。

（cf：裁判で企業責任が認められやすい場合は、次の①②③の対策を怠った場合で、④労働省指針に沿った防止措置、⑤実効対策指導のような防止措置及び⑥事後措置の完全なる履行の対策）

#### ③ 謝罪広告義務

### 4. セクシュアル・ハラスメントの判例

①最高裁の判断基準→金沢セクハラ控訴事件（名古屋高裁金沢支部 H8.10.30）、②職場環境配慮義務違反→京都セクハラ事件（京都地裁H9.4.14）、③環境型セクシュアル・ハラスメント→福岡セクハラ事件（福岡地裁H4.4.16）、④業務執行性→佐川急便事件（私的な2次会に業務執行性を認めたもの）（大阪地裁H10.12.21）、⑤指針3との関係→仙台セクハラ事件（事情聴取等の不備が問われたセコンドセクハラ）（仙台地裁H13.3.26）、⑥労働組合関与→中央タクシー事件（徳島地裁H9.6.6）、⑦損害賠償額の高額化→東北大学事件（仙台地裁H11.5.24）750万円、大阪府知事事件（大阪地裁H11.12.13）1,100万円等

### 5. 諸外国の特徴あるセクハラ規定

①アメリカのクラスアクションと制裁的慰謝料制度、②フランスは、刑法にも規定。

### 6. セクハラと個別紛争法の関係

セクハラ問題（労働組合が関与した場合を除く。）は、調停によるのではなく、一般的個別的労働関係紛争として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」のあつせんの対象となり、紛争調整委員会の調停委員によるあつせん案の提示により、紛争の解決が図られます。

### 7. セクハラと派遣法との関係

均等法21条の配慮義務は、派遣元事業主及び派遣先事業主が負い、セクハラが生じた場合には、派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳にも記載しなければなりません。

## 社会保険労務士法の一部改正について

(平成15年4月1日施行)

平成15年4月1日から施行された社会保険労務士法の一部改正の主な内容は次の通りです。

### ○ 社会保険労務士業務を、法人化できるようになりました。

#### 【抜粋】

##### 第四章の二　社会保険労務士法人 (設立)

**第二十五条の六**　社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社会保険労務士法人（第二条に規定する業務を組織的に行うことを目的として、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。  
(名称)

**第二十五条の七**　社会保険労務士法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならない。  
(社員の資格)

**第二十五条の八**　社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならぬ。  
2 次に掲げる者は、社員となることができない。

- 一 第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
- 二 第二十五条の二十四第一項の規定により社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあっては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの  
(業務の範囲)

**第二十五条の九**　社会保険労務士法人は、第二条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。  
(登記)

**第二十五条の十**　社会保険労務士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。  
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。  
(設立の手続)

**第二十五条の十一**　社会保険労務士法人を設立するには、その社員になろうとする社会保険労務士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百六十七条の規定は、社会保険労務士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一. 目的 二. 名称 三. 事務所の所在地 四. 社員の氏名及び住所 五. 社員の出資に関する事項  
六. 業務の執行に関する事項  
(成立の時期)

**第二十五条の十二**　社会保険労務士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。  
(成立の届出等)

**第二十五条の十三**　社会保険労務士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会（以下「主たる事務所の所在地の社会保険労務士会」という。）を経由して、連合会に届け出なければならない。

2 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険労務士法人の名簿を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

### ○ 社会保険労務士業務に個別労使紛争のあっせん代理業務が追加されました。

第二条第一項第一号の三の次に次の二号を加える。

一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第二百二十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあっせんについて、紛争の当事者を代理すること（以下「あっせん代理」という。）。

※詳細は「月刊 社会保険労務士 5月号」を参照してください。

## 会員数と内訳

【平成 15 年 5 月 19 日現在】

所属	会員数
秋田会	1
栃木会	1
群馬会	2
埼玉会	18
千葉会	2
東京会	93
神奈川会	8
長野会	1
福井会	1
愛知会	1
三重会	1
大阪会	1
福岡会	2
熊本会	1
無所属	2
合 計	135

- 開業社会保険労務士 81 名
- 勤務社会保険労務士 46 名
- その他 8 名
- 男性会員 125 名 女性会員 10 名

## 入会のご案内

社会保険労務士稻門会のますますの発展のため、1人でも多くの方の入会をお待ちしております。会員皆様のお知り合いで、まだ入会されていない方がございましたら、是非ご紹介ください。

### ◆◆◆◆ 入会方法 ◆◆◆◆

社会保険労務士稻門会事務局にご報ください。事務局から入会申込書をお送りいたします。入会申込書をご提出いただき後、改めて、年会費(5,000円)振込用紙、会則、会員名簿をお送りいたします。

連絡先：社会保険労務士稻門会事務局  
ヒューマンテック経営研究所内  
Tel03-3543-6326 Fax03-3543-6169

## 稻門会の活動報告

### ■幹事会活動報告■

#### 【第7回】

- 日時：平成 14 年 8 月 29 日 (木)  
議題：
  - 今年度事業計画の具体化と委員会等の体制について
  - 早稲田祭・稲穂祭（ホームカミングデー）について
  - 「講演と懇親の夕べ」(11 月 30 日) の企画について

#### 【第8回】

- 日時：平成 14 年 11 月 22 日 (金)  
議題：
  - 「平成 14 年度 講演と懇親の夕べ」について
  - ホームページ作成について

### ■厚生委員会活動報告■

#### 【第1回】

- 日時：平成 14 年 10 月 9 日 (水)  
議題：11/30「講演と懇親の夕べ」企画・運営について

### ■広報委員会活動報告■

#### 【第3回】

- 日時：平成 15 年 3 月 10 日 (月)  
議題：
  - “都の西北”（会報）第 2 号の発行について
  - ホームページの作成について

## ホームページ開設

- 社会保険労務士稻門会のホームページが近日開設されます。

## 「創立 125 周年記念事業募金」ご協力のお願い

早稲田大学は、創立 125 周年にあたる平成 19 年を早稲田大学第二の建学と位置づけ、「グローバル・ユニバーシティの実現」を目標に、新たな展望のもと抜本的な改革を推進しています。早稲田の新しい時代を築くために、会員諸兄姉先生方の温かいご支援をお願いいたします。

### 【募金対象の記念事業】

1. 新しい学生会館の建設（平成 13 年 7 月 26 日竣工、「早稲田大学学生会館」と命名されました）
2. インテリジェント教育研究棟 2 棟の建設
3. 大隈講堂の多機能型文化ホールへの再生

【募金目標額】200 億円（個人：100 億円、法人：100 億円）

※この寄付金は所得税の寄附金控除の対象となります。

【お申し込み・お問い合わせ先】創立 125 周年記念事業募金局 Tel.03-3204-0125

【E-mail】[waseda125@list.waseda.ac.jp](mailto:waseda125@list.waseda.ac.jp)

【URL】<http://www.waseda.ac.jp/waseda125/>

## 第 3 回定期総会のおしらせ

社会保険労務士稻門会第 3 回定期総会を下記のとおり開催しますので、是非ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

【日 時】平成 15 年 6 月 21 日(土)

午後 5 時から 8 時

第1部 講演会（講師：水間副総長）

第2部 定期総会

第3部 懇親会

【会 場】リーガロイヤルホテル東京

東京都新宿区戸塚町 1-104-19

TEL 03-5285-1121

【会 費】一万円

【連絡先】社会保険労務士稻門会事務局  
東京都中央区銀座 2-12-3 ライトビル 6F

ヒューマンテック経営研究所内

Tel 03-3543-6326 Fax 03-3543-6169

### 編集後記

大学では、昨年奥島総長から白井総長にかわりました。また、校友会代表幹事も中嶋宏氏から小林栄太郎氏にバトンタッチしました。（本号では両氏のあいさつ掲載）。

一方わが業界では、制度の改正が次から次へと進められ 4 月からは総報酬制導入により取り扱いがより複雑になり、5 月からは雇用保険法の一部改正で頭の切り替え、算定基礎届は 1 カ月繰上げの 7 月上旬、終ればマル調、梅雨を挟んでの大忙しの季節ですが頑張りましょう。

【東京会・堀口 利】

### 【発行】

社会保険労務士稻門会

《事務所所在地》

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-12-3

ライトビル 6 階

ヒューマンテック経営研究所内

TEL 03-3543-6326

FAX 03-3543-6169